

## 八頭町観光資源周辺景観形成事業募集要領

八頭町では、町内の観光地やその周辺の環境保全・美化に地域で取り組み、守り育てることで、観光資源としての魅力向上を図り、自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進を目的として、本事業を実施します。

つきましては、町内観光資源やその周辺の環境保全・美化活動や花苗・草花の植栽等に取り組んでいただく方を以下のとおり募集します。

### 1. 対象事業

町内観光地やその周辺の環境保全・美化活動及び花苗、草花の植栽

※事業者と地権者が異なる場合は、地権者の承諾が得られていること。

※4か月以上継続して取り組み、年3回以上実施すること。

### 2. 対象期間

申請日（※委託契約日）から令和9年3月31日まで

### 3. 対象者

集落又は任意団体

### 4. 委託料の額

1事業5万円（定額）

### 5. 対象経費

○花木費（樹木・苗・種・球根など）

○資材費（鉢・肥料・用土・農薬・マルチ・防草シートなど）

○植栽道具（移植ゴテ・ジョウロ・スコップ・鎌・鍬など）

○環境整備費（草刈り代、伐木処理代、清掃代、ごみ処理代など）

### 6. 募集期間

随時

### 7. 応募方法及び応募先

「八頭町観光資源周辺景観形成事業実施計画書」（様式第1号）を商工観光室へ提出してください。

※様式は、商工観光室でもお受け取りいただけます

### 8. 事業者の決定

上記7において提出のあった内容を審査し、事業実施の可否を決定します。

## 9. その他

- (1) 事業実施に当たり、事業者は町と委託契約を締結していただきます。
- (2) 事業実施に伴う作業等は、すべて事業者で行ってください。
- (3) 事業実施決定後であっても、事業実施に不適合と判断した場合は決定を取消す場合があります。
- (4) 委託料以外の他の補助金等を受けて実施するものについては、対象外とします。

### <お問い合わせ・提出先>

役場船岡庁舎商工観光室

八頭町船岡539番地

☎ 72-0144